令和７年４月１日

建設工事業者　各位

島田市行政経営部契約検査課長

島田市財務規則の一部改正について（通知）

下記のとおり規則の一部を改正し、公布したのでお知らせします。

記

１　一部改正の理由及び内容

(1) 随意契約における限度額の上限額を引き上げる改正（別表第４（第192条関係））

地方自治法施行令第 167 条の２第１項第１号において、売買、請負等の契約でその予定価格が別表第５に定める額（基準額）の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないときは、随意契約によることが可能とされています。

当市においては、島田市財務規則により、随意契約の限度額を基準額の上限の額としています。

この度、昨今の物価高騰や事務の効率化の観点を踏まえ、基準額を引き上げる施行令の改正が行われたことから、当市においても、同様の観点から随意契約の限度額を引き上げる改正を行いました。

＜改正後：随意契約の限度額＞

契約の種類	金額
１　工事又は製造の請負	2,000,000円
２　財産の買入れ	1,500,000円
３　物件の借入れ	800,000円
４　財産の売払い	500,000円
５　物件の貸付け	300,000円
６　前各号に掲げるもの以外のもの	1,000,000円

＜改正前：随意契約の限度額＞

契約の種類	金額
１　工事又は製造の請負	1,300,000円
２　財産の買入れ	800,000円
３　物件の借入れ	400,000円
４　財産の売払い	300,000円
５　物件の貸付け	300,000円
６　前各号に掲げるもの以外のもの	500,000円

(2) 施行日　令和７年４月１日

（問い合わせ先）
契約検査課　契約･検査担当
電話　(0547)36-7220
FAX　(0457)37-8200
E-mail　keiyakukensa@city.shimada.lg.jp